

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項
及び第3項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

高砂市運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運賃協議部会の名称及び対象市町村
名 称 : 高砂市運賃協議部会
対象市町村 : 高砂市
2. 運賃協議部会において合意に至った年月日
合意年月日 : 令和6年2月14日
3. 協議が調っている路線
高砂市コミュニティバス
4. 協議が調っている内容
【運賃の設定】
高砂市コミュニティバス「じょうとんバス」系統
・ 11系統 : 米田西ルート
・ 12系統 : 米田東ルート
→他路線と同様、市内均一料金の片道200円とする
5. 運行主体
株神姫バス
6. 実施予定日 運賃の設定 : 令和6年4月1日

令和6年 月 日
高砂市運賃協議部会 部会長
高砂市都市創造部長 野々村 正信